

臺北市土地使用分區管制規則有關使用規定一覽表  
(本一覽表僅供參考,各使用分區所允許使用仍須以條文為準)

組別編號	組別名稱	住宅區					商業區				工業區		行政區	文教區	倉庫區	風景區	農業區	保護區	
		住一	住二 住二之一 住二之二	住三	住三之一、 住三之二	住四	住四之一	商一	商二	商三	商四	工二							工三
1	獨立、雙併住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	△	△	×	△	※	※
2	多戶住宅	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
3	寄宿住宅	×	×	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	×	
4	學前教育設施	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	△	△	
5	教育設施(其他)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	
	小學	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	
6	社區遊憩設施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×	○	×	△	×	△	
7	醫療保健服務業(其他)	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	×	×	×	×	
	精神病院	×	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	×	
8	社會福利設施(其他)	△	△	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	△	
	附設托兒、托老、身心障礙設施	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	×	×	△	△	
9	社區通訊設施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×	×	
10	社區安全設施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
11	大型遊憩設施	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	△	×	△	×	×	
12	公用事業設施(其他)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	加油站、液化石油氣加氣站	×	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
13	公務機關	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	△	△	
14	人民團體	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	
15	社教設施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	×	△	×	×	
16	文康設施	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	×	△	×	×	
17	日常用品零售業(300m <sup>2</sup> 以上)	△	△	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	△	×	△	※	※	
	日常用品零售業(未達 300m <sup>2</sup> )	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	△	×	△	※	※	
18	零售市場(其他)	×	△	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
	超級市場(未達 300m <sup>2</sup> )	×	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	
19	一般零售業甲組(其他)	×	×	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
	中西藥品、種子、園藝及其用品	×	×	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	※	※	
20	一般零售業乙組(其他)	×	×	×	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
	5.6.7.8.9.10.11.12.13.14	×	×	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
21	飲食業	×	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	※	
	餐飲業(其他)	×	×	×	△	×	△	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
22	酒店	×	×	×	△	×	△	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
	150m <sup>2</sup> ≤飲食業<300m <sup>2</sup>	×	×	×	△	×	△	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	
24	特種零售業甲組	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
25	特種零售業乙組	×	×	×	×	×	△	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
26	日常服務業(其他)(300m <sup>2</sup> 以上)	×	△	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	※	
	日常服務業(其他)(未達 300m <sup>2</sup> )	×	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	※	
	自行車、機車修理(限手工)、 汽車保養(限換輪胎)	×	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	※	

臺北市土地使用分區管制規則有關使用規定一覽表  
(本一覽表僅供參考,各使用分區所允許使用仍須以條文為準)

組別編號	組別名稱	住宅區					商業區				工業區		行政區	文教區	倉庫區	風景區	農業區	保護區	
		住一	住二 住二之一 住二之二	住三	住三之一、 住三之二	住四	住四之一	商一	商二	商三	商四	工二							工三
27	一般服務業(其他)(300m <sup>2</sup> 以上)	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	一般服務業(其他)(未達300m <sup>2</sup> )	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×
	家畜醫院、視障按摩(300m <sup>2</sup> 以上)	×	×	△	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	家畜醫院、視障按摩(未達300m <sup>2</sup> )	×	×	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×
	補習班(200m <sup>2</sup> 以上)	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	機車修理	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
	汽車保養所、洗車	×	×	×	△	×	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
	策略性產業(23.24.25.26)	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×
28	一般事務所(其他)	×	×	△	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	1.3.4.6.7.10.20.22.23.25	×	×	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×
	策略性產業(9.24.25)	×	×	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×
29	自由職業事務所(其他)	×	△	△	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	律師、會計師、文化藝術工作室	×	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×
30	金融保險業(其他)	×	×	×	△	×	△	△	○	○	○	×	×	△	×	×	×	×	×
	銀行、合作金庫、信用合作社、 農會信用部	×	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	×	×	×	×	×
	信託投資業、保險業	×	×	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	×	×	×	×	×
31	修理服務業	×	×	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
32	娛樂服務業(其他)	×	×	×	×	×	×	×	△	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	1.4.6.7.8(舞蹈表演場).9.10.11	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	○	×	×	×	×	×	×	×
	電腦網路遊戲業	×	×	×	△	×	△	△	△	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	策略性產業(劇院、舞蹈表演場)	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	○	△	△	×	×	×	×	×
33	健身服務業(其他)	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×
	營業性浴室(含三溫暖)	×	×	×	△	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
34	特種服務業	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×
35	駕駛訓練場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
36	殮葬服務業	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	△
37	旅遊及運輸服務業(其他)	×	×	×	△	×	△	△	○	○	○	△	△	×	×	○	×	×	×
	旅遊業辦事處	×	×	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	×	×	○	×	×	×
	營業性停車空間	×	×	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	×	×	○	×	×	△
	計程車客運業、小客車租賃業 車輛調度停放場	×	×	×	△	×	△	△	○	○	○	△	△	×	×	○	×	×	△
38	倉儲業(其他)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×
	遊覽汽車客運車輛調度停放場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×	△
39	一般批發業	×	×	×	×	×	×	△	○	○	△	△	×	×	○	×	×	×	
40	農產品批發業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
41	一般旅館業(旅館)	×	×	△	△	△	△	△	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	觀光旅館	×	×	△	△	△	△	△	○	○	○	×	×	×	×	×	△	×	×
42	國際觀光旅館	×	×	△	△	△	△	△	○	○	○	×	×	×	×	×	△	×	×
43	攝影棚	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	△	△	×	△	×	△	×	△

臺北市土地使用分區管制規則有關使用規定一覽表  
(本一覽表僅供參考,各使用分區所允許使用仍須以條文為準)

組別編號	組別名稱	住宅區						商業區				工業區		行政區	文教區	倉庫區	風景區	農業區	保護區
		住一	住二 住二之一 住二之二	住三	住三之一、 住三之二	住四	住四之一	商一	商二	商三	商四	工一	工二						
44	宗祠及宗教建築	x	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x	x	x	△	x	△	x	△
45	特殊病院	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△
46	施工機料及廢料堆置或處理(其他)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	x	x	x	x	x	x
	廢紙、廢布、廢橡膠品、廢塑膠品、舊貨整理及垃圾以外之其他廢料	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	x	x	x	x	x	△	△
47	容易妨害衛生之設施甲組(其他)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△
	廢棄物處理場(廠)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	x	x	x	x	x	x	△
48	容易妨害衛生之設施乙組(其他)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△
	靈灰塔(堂)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	x	△
49	農藝及園藝業	○	○	○	○	x	x	○	○	○	○	x	x	x	x	x	△	○	○
50	農業及農業建築	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△
51	公害最輕微之工業(其他)	x	x	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x
	製茶業	x	x	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	△
52	公害較輕微之工業	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	○	○	x	x	x	x	x	x
53	公害輕微之工業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	x	x	x	x	x	x	x
54	公害較重之工業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	x	x	x	x	x	x	x
55	公害嚴重之工業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	危險物品及高壓氣體儲藏、分裝業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△
56	製程精進,經市政府認定無影響公共安全衛生,不違反工業區劃設目的者。	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	x	x	x	x	x	x	x
	危險性工業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	策略性產業										△	△							
	其他經市政府認定(有礙商業之發展或)妨礙公共安全及衛生,並經公告限制之土地及建築物使用。							x	x	x	x	x	x						
備註	<p>1.○：代表允許使用                  2.△：代表附條件允許使用                  3.※：代表限於原有合法建築物                  4.x：代表不允許使用                  5.組別內之數字為項目序號</p> <p>6.策略性產業之項目：                  (1)資訊服務業。                  (2)產品包裝設計業。                  (3)機械設備租賃業。                  (4)產品展示服務業。                  (5)文化藝術工作室(三百六十平方公尺以上)。                  (6)劇場、舞蹈表演場。                  (7)剪接錄音工作室。                  (8)電影電視攝製及發行業。</p>																		